

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 7 月 1 9 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 吉 卓男

署名委員 昇 睦朗

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年7月17日(金) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市文化センター第1会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8		19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 行 辰朗、 肥後 安美
5. 議事に参与した者
事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳
笠利分室長 有川 衛
住用分室主幹 原 俊三
6. 報告事項

- ・名瀬地区農地パトロールについて
- ・農地利用状況調査（8月～10月）について
- ・8月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第43号 非農地の認定について
- 議案第44号 名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 議案第45号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第46号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第47号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第48号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は20人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成27年第7回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は行 辰朗委員、肥後 安美委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番吉 卓男委員と4番昇 睦朗委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第41号から議案第48号までの8件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.19につきましては、贈与による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は、タンカン219.2アールを栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.20につきましては、贈与による所有権の移転でございます。12ページにありますように受人はサトウキビ23.9アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.21につきましては、売買による所有権の移転でございます。20ページにありますように受人は牧草356.1アールを栽培しており、取得地にも牧草を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.22につきましては、売買による所有権の移転でございます。28ページにありますように受人はバナナ70.4アールを栽培しており、取得地にもバナナを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.23につきましては、売買による所有権の移転でございます。36ページにありますように受人はサトウキビ366アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.24につきましては、売買による所有権の移転でございます。43ページにありますように受人は牧草762.3アールを栽培しており、取得地にも牧草を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.25につきましては、贈与による所有権の移転でございます。50ページありますように受人はバナナ等30.4アールを栽培しており、取得地にもバナナ等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.26につきましては、売買による所有権の移転でございます。57ページありますように受人はサトウキビ28.8アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上8件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと思われま。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受

人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

20番

(榮委員)

議案第41号農地法第3条の規定によるNo.19の案件について、調査報告をいたします。

7月14日午前11時西仲勝の現地にて2カ所の申請農地を確認しました。受人に連絡を取りましたが、今鹿児島の方にいらっしゃるという事でしたのでやむを得ず電話での確認となりました。氏に伺いましたところ譲渡人とは叔父・甥の関係であり、申請内容に間違いありませんとの事でした。対象となる農地が2カ所ですが、県道名瀬・小湊線の改良拡張工事に伴い一部分が取り残されたような農地と一方は名瀬地区の農地パトロールの報告と多少重複する部分もあるかと思いますが、住宅地に囲まれた家庭菜園の趣を持った農地である事を確認いたしました。

なお、農地法第3条の調査書につきましては、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第41号No.19の案件について説明いたします。

譲渡人につきましては大阪市在住でありまして、現在自宅にて病氣療養中で電話には出られないという事で、代わって奥さんが権限を一任されているという事で7月14日に電話で奥さんに申請内容について確認を取りました。受人は渡人の弟の息子で、土地の贈与に関しましては渡人本人が健在でいる頃から贈与の話は決まっていたという事です。申請の内容には間違いのないのでよろしく申し上げますとの事でした。以上です。

17番

(泉委員)

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.20の調査報告をいたします。

電話をしても本人は耳が遠くて出なかったのですが、7月10日9時に受人と渡人が丁度車で出かけるころでしたので車の中でお話をお聞きしました。二人は親子関係ですので贈与で問題はないのではないかと思います。申請書の方には間違いはないという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

7 番

(前田委員)

只今泉委員の方から報告がありましたが、No.20につきまして7月14日午後2時45分頃現地で調査いたしました。

土地の所在につきましては申請書のとおり間違いございませんでした。サトウキビが植えられて非常に管理良好の畑でございました。審議方よろしくお願いたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

事務局から肥後委員が本日欠席されており、調査報告を預かっておりますので報告いたします。

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.21について調査報告をいたします。

この農地については6月3日に今回の渡人が家に来られて農地の地番と名義人の確認に来られた土地で、現地を確認に行きますと当時は『この土地買って下さい』の看板が立っておりました。今回の申請に基づいて再度調査をいたしましたので報告いたします。

受人は笠利町万屋の在住の夫婦で畜産を中心に農業を営んでおり、和牛の繁殖に頑張っておられます。経営状況は申請書とおりです。7月15日午前6時半牛舎に伺いました。既に作業中でしたが調査に協力して下さいました。申請の土地は牛舎の前にあり採草が欲しかったので買う事にしたとの事です。申請に間違いはないとの事でした。

渡人は7月8日午後8時私の家に来られましたので話しを伺いました。申請に間違いはありません、よろしくお願いたしますとの事でした。

土地については何回も確認した所ですが、現在サトウキビが植え付けられており渡人に7月8日受人に7月15日その対応について伺いましたら、共に夏植の採種から製糖までは渡人が管理し、その後は受人が牧草を植え付けることで合意しているとのことで何ら問題はないと考えます。

従いまして農地法第3条の調査の結果、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

17番

(泉委員)

No.22について調査報告をいたします。

7月10日13時50分現地で受人に聞き取りを行いました。3年程前から借りてはいましたが売買したいという事で今回の申請に至ったという事で

す。

渡人はスタンドを経営していましたので14時20分に話を聞きに行ったのですが、昼食に行ったという事で自宅が須野であるため電話で確認しました。申請書には間違いないという事でした。

土地の方は肥後委員でしたので本人が書いたものを読ませていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請No.22の土地について調査報告いたします。

7月10日午後3時土地を調査することを伝えるため渡人の職場へ伺いましたが、接客中で会うことが出来ず要件だけを伝言して帰りました。7月15日午前8時に電話で連絡が取れ調査する旨を伝え、譲渡に至る事情を聞くと共に調査をいたしました。この土地は3年位前よりいずれ受人に譲渡することを前提に受人が耕作をしている土地で、現在ドラゴンフルーツとバナナが栽培されております。畑の入口近くには120平方メートル位の農業用倉庫が建っており農業資材や農機具が入っていました。調査時も害虫の入ったバナナの植え替え作業中でした。作業中の受人からも間違いはないのでよろしくお祈いしますとの事でした。現地の状況からして何ら問題はないと思います。

従いまして農地法第3条の調査の結果、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

10番

(南委員)

議案第41号No.23について3条申請がされておりますので調査報告をいたします。

7月9日受人・渡人に電話を入れましたが二人共連絡が取れず、7月10日午後から現地確認をしながら平地区を訪れ3時受人に会い面会をし、今回の3条申請について間違いないことを確認し、3時15分にイスコスミ原の土地の現況について調査を行い、渡人に面会に行きましたが留守でしたので同日夕方5時と11日朝8時に改めて電話を入れ本人より今回の申請について間違いないとの確認を取りました。なお、現地にはサトウキビの新植がされておりましたのでこの件について渡人に尋ねたところ、来春のキビの収穫は渡人が行うとの事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

17番	<p>(泉委員)</p> <p>No.24の調査報告いたします。</p> <p>7月10日14時30分に受人に牛舎に話しを伺いに行ったのですが会合という事で、15時40分に牛舎で話しを伺いました。それより前に土地も見てきましたが土地の方は草地の他に倉庫と牛舎がありまして、倉庫は渡人の方が平飼料生産組合で造ったという事でしたが、申請書の方には間違いはないという事でした。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。</p> <p>皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
6番	<p>(榮委員)</p> <p>渡人につきまして調査報告をいたします。</p> <p>7月9日午前8時30分に自宅におきまして調査をしました。本人に伺いますと内金を幾分か受け取りまして残りは書類が通りましたらその後に受人から受け取るという事でしたので、書類を見せたのですがこの書類に一切間違いはないという事でしたので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
12番	<p>(屋島委員)</p> <p>行委員が欠席しており調査報告を預かっておりますので報告いたします。</p> <p>議案第41号議案番号No.25農地法第3条の規定による許可申請について7月10日午後3時に受人から電話で聞き取り調査を行いました。松元委員が詳しく調査しましたとの電話を受け、受人と渡人は従弟同士です。渡人は東京住まいで耕作する意志はなく河川工事が終えた後に残りの土地を贈与する予定とのことでした。受人はバナナ等を植える計画をしているようです。申請書に間違いがないことを確認したので報告いたします。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>No.25の譲渡人の確認についてですが、譲渡人が東京都に在住のため7月13日10時電話にて確認いたしました。譲受人と土地について贈与で許可申請のとおりか確認しましたところ、そのとおりであるという事であり、よ</p>

ろしくお願ひしますという事でした。以上です。

15番

(松元委員)

農地法第3条申請No.25の土地についての調査報告をいたします。

7月9日現地調査いたしました。現地は西仲間の住用川を渡る柳橋より農道へ行く道沿いにあり、55ページに字図があり申請地は正方形のような形をしていますが、実際はすぐその下の方に水と書かれているそこから北の方に向かって左側は農道になっています。申請の面積では3反4畝余りになっていますが実際にはその半分位しかないと思います。土地は現在荒れている状態ですが右側の方は住用川になっています。河川工事が始まり幾らか又その分の用地が買収されるとの事です。ですので面積が少し違うという事になります。河川工事の時に幾らか造成が出来ればと県に要望を出したいという事でした。この土地の渡人の方に住用川の改修での用地の買収の件は話しをさせているという事です。境界も判るということで本人に土地が農道で半分位になっているのが判っているのか確認しましたら本人が判っているという事でしたので報告いたします。よろしくお願ひします。以上です。

5番

(山田委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.26の譲受人について7月9日6時50分に調査しましたので報告いたします。

この土地は宇宿なものですから赤木名にいて宇宿の土地を売買で取得するのはどうしてですかと聞いたところ、取得する隣の畑が妻の実家の土地で譲渡人破産管財人から話がありましたが、母も兄弟も買う意志がなくどうかという話があり買って野菜やバナナを植えるとの事で、対価も初めは30万円でお願ひしようと思ったのですが破産管財人殿話し合いで22万円でも良いという事になったそうです。それで妻と話し合った結果野菜とバナナを作るという事ですのでよろしくお願ひいたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第41号No.26につきましては、破産事件に伴う所有権移転でございまして破産管財人の鹿児島にあります寺田法律事務所に電話で連絡を取りました。

7月14日9時許可申請の内容について確認を取りました。申請の内容に

	<p>は間違いがないのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 2 6 の土地について、調査しましたのでその結果を報告いたします。</p> <p>この土地は現在サトウキビを収穫しその株を肥培管理、除草もしないままの状態です。キビが半ば伸びている現状です。なお、この土地は昨年 1 0 月に利用権設定の措置が執られておりますので、今回の売買による所有権移転の申請についてはその点での借受人の同意が必要とも考えられます。委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それではこれから本案に対する質疑に入ります。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>No. 2 0 については贈与となっておりますが対価が 8 万円となっておりますがどちらが正しいのですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>その下に相続権者への生前贈与とありますのでその 8 万円は削除をお願いします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>この No. 2 4 については申請人以外から何か事務局へ申出文書が出ているのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>その場所に倉庫が事業の方で建築されておまして、まだその事業の耐用年数が経過していないという事から申請を受理してくれるなという意見書ももらっております。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p>

事務局へ提出した文書と同じ文書があるという事で、私にも総会時にこのような議案が出てきた場合には否決するようお願いしますと申出があったその土地だと思っておりますが、相談に来た方の説明によると共同してこの土地の一角に畜産農家の機材を収納するための倉庫を建ててあると、この土地を売買されるような事があると非常に困ると、現在の所有者と共同して畜産用の倉庫を行政の指導と支援を受けて建てた倉庫があると、それを共同していた相手が意見の別れでもってこの土地を売りたいという話が出て来たと、そしてその倉庫も使えないように出入口を閉め切ってしまうと非常に困っていると、個人的な付き合いだけではなく行政の指導を受けて資金援助も受けて建てた倉庫なのだという申し出が私の方にありました。事務局の方にも同じことを申し出てありますのでどうぞよろしく申し上げますと申出があり、その申し出をした人は今日の3条申請の申請人の一人です。いかがなものでしょうか。

17番 (泉委員)

譲受人の方にも確認をしましたが譲受人本人には話しに来ないそうです。それで譲受人自体が一番隅の方に倉庫があるので倉庫の入口から出口位までは空けてあるそうです。閉めてあるとかいうのは嘘だそうです。倉庫の中の鍵は掛けていますがそれは申出人が閉めたそうです。その土地の方も半額位は手付金みたいな感じでもう本人が売りたいということで払っているそうでこの話が纏まりましたら全額払うという事です。先程いわれた閉め切っているとかがそういうのはやっていないそうです。倉庫の土地自体はもし売買が許可されたら賃貸料としてもらう予定にしているそうです。

4番 (昇委員)

その土地が売買されても倉庫は設置者が利用しても構わないという意味ですか。

17番 (泉委員)

そういう事です。道路は通れますよという事です

4番 (昇委員)

入口はちゃんと開けられるようにしてあるという事ですね。倉庫は利用出来るという事ですね。

17番	<p>(泉委員)</p> <p>そうです。倉庫も申出人本人が鍵を掛けてあるようです。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>それでは倉庫を利用する人は土地の賃借料を払わないといけないという事になる訳ですね。そこら辺の文書申し出が事務局にもあると思うのですが、そこら辺の話しも煮詰めた上で許可をした方が良いのではないかと思うのですがどうですか。</p>
6番	<p>(榮委員)</p> <p>この渡人と申出者は共同で役場の畜産関係の補助金で倉庫を造ったみたいですが、渡人の方は一寸借金があってこの土地を売らないとその借金が返せないものだから、取り敢えず今現在一応200万円もらっているのです。それでこの書類が通れば残りの分はもらえるということで話しをしているのですが、補助金で造った倉庫に対してはこれはあくまでも渡人と申出者の関係になりますが、申出人がいくら何ととっても役場との関連がありますので我々では全然手が付けられる状態ではないです。ですのでこの書類上は我々で一応判断して審査して通してもらいたいと思います。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>この金額の60万円というのは10アール当たりですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>10アール当たり60万円で約250万円という事ですね。ただ農業委員会として判断するのは農地法上に照らし合わせて判断してもらえば良いと思いますが、そういった関わりのあるものは条件を付けて譲受人にも判らせた上で、耐用年数が過ぎていないのでこれは壊せませんよというのに対しそれでも良いですよというのであれば条件付きで許可という事になるかと思いますがいかがですか。</p>
17番	<p>(泉委員)</p> <p>条件はそれで使用しても良いという事を本人もいっていたので。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それは譲渡人は勿論ですが譲受人も理解していて買い取りするのであれば</p>

	<p>それはそれで構わないだろうと思いますけれどもね。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>後は役場の関係がありますのでそこら辺は我々はタッチ出来ない訳ですから、それは買った人の権利になるのですから。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>その役場が造ったという鉄骨の倉庫の土地は何年借りるという事になって いますか。そういう契約はないのですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>確か50年とかいう数字が入っていたと思います。ですので残りあと何年 になるかは何時建てたのかが判りませんので一寸判りませんが。これは譲受 人はその件を承知の上で売買に応じているのでしょうか。</p>
1 7 番	<p>(泉委員)</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>では、耐用年数が来るまではそれは自由に出来ないかも知れないという事 は判っている訳ですね。</p>
1 7 番	<p>(泉委員)</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>その間はそのまま置いておくと現状通り利用させるという事であれば問題 はないのではないですか。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>賃貸となると話しがこじれるのではないですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>賃貸となるとその後の本人同士の話し合いですので我々はその賃貸料に対 してタッチは出来ませんので。この案件は農業委員会としてどういった判断</p>

をした方が良いですかね。

4 番 (昇委員)

この倉庫が行政の補助を得て建てられているという話しですが、その補助制度そのものの内容についてはよく判らない訳ですが、今回の3条申請の譲受人もまた畜産農家なのです。笠利では大きな畜産農家です。畜産農家同士で話し合っってその倉庫まで特別な金を払って買い受けてもらって、これまで倉庫を利用していた農家は別に倉庫を造るという色んな方法も考えられるのではないのでしょうか。

6 番 (榮委員)

譲受人がその土地を貸してあげるといっているという事です。

4 番 (昇委員)

では、譲受人が倉庫の建っている部分は貸してあげますよと、賃借料を払って借りて貰うという事で話しを持っていった方が良いかも知れませんね。

議 長 (前山会長)

ですので、その当人同士の話し合いになりますので我々農業委員会としてはそこまでタッチは出来ないといえますか、譲受人の方にはそういった条件付きの物件ですよというのは本人も判って理解しているようですので、その間は倉庫は今まで通りそのまま置いて利用させると、只そこに賃借料が発生するかしないかは本人同士の話し合いですので、我々農業委員会は農地法に照らしての判断をしないと難しくなると思います。また、許可を出す際には譲受人にはそれだけの条件がありますよという事を十分理解してもらって後は話し合いをして下さいという事で条件付きの許可という事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

その他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第4

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について、には私の調査報告事項が含まれておりますので、議長を会長代理の松崎委員と交代して審議を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.14につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は大熊町の一番奥の都市計画区域内で、周りは住宅に囲まれておりまして、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.15につきましては、売買による所有権の移転で、太陽光発電設備を設

置するための申請であります。

申請地は太陽が丘の農機センター近くの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.16につきましては、売買による所有権の移転で、太陽光発電設備を設置するための申請であります。

申請地はNo.15と同じ場所で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.17につきましては、売買による所有権の移転で、No.15とNo.16の通路を建設するための申請であります。

申請地はNo.15、No.16と同じ場所であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.18につきましては、売買による所有権の移転で、建売住宅を建設するための申請であります。

申請地は宇宿貝塚近くの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上5件でございます。

議長

(松崎会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にお願いいたします。

13番

(喜野委員)

議案第42号No.14農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

7月16日午前9時45分に受人の職場において面談いたしました。仕事帰りが毎日夜8時頃なので職場に来て下さいとの事でしたので朝日町にある職場を訪問いたしました。申請地購入理由は現在借家住まいのため職場に近い場所を探していたところ今回の申請地があったそうです。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第42号No.14の譲渡人につきましては大阪市在住のため7月14日午前9時頃電話で確認を行いました。申請につきましては行政書士の方に任せてありますという事で、許可申請の内容には間違いありませんのでよろしくご審議の程お願いいたしますという事でした。以上です。

9 番

(前山委員)

5 条申請No. 1 4 の土地について調査報告をいたします。

資料の 8 0 ページと 8 1 ページをご覧になると判ると思いますが、申請地は大熊都市計画区域内の土地でありまして一番外れの山側になります。この辺りも大体家が建ってきて住宅地になっておりますが、宅地造成をしてその後雑草が生い茂っていて事前着工もされておりましたので、何ら問題はないものと思いますのでご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1 2 番

(屋島委員)

議案第 4 2 号No. 1 5, No. 1 6, No. 1 7 は関連がありますので一括で農地法第 5 条許可申請についてご報告させていただきます。

上記 3 件は一筆を 3 つに分筆し太陽光発電のためのパネルを設置するための申請であります。No. 1 5 の申請地は 8 6 ページを見ていただきますと分筆予定地番 1 9 9 8 番 6 であり、7 月 1 5 日 9 時に受人の事務所で聞き取り調査をいたしました。転用計画、資金調達計画等申請書のとおり間違いないという事でした。

No. 1 6 は分筆予定地番 1 9 9 8 番 7 であり、7 月 1 5 日 9 時 3 0 分に受人の会社で聞き取り調査をいたしました。この件についても転用計画、資金調達計画等申請書のとおり間違いないという事でした。両方ともパネル設置は No. 1 6 の受人が行うという事でした。

No. 1 7 については太陽光パネルを設置した土地への市道からの取り付け道路として利用したいという事で、二分の一ずつの持分として元の地番 1 9 8 8 番 4 として残し運用するという事でした。この件についても転用計画、資金調達計画等申請書のとおり間違いないという事でしたのでご報告いたします。以上です。

4 番

(昇委員)

議案第 4 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請のNo. 1 5、No. 1 6、No. 1 7 の譲渡人及び土地について調査をいたしましたので報告をいたします。

7 月 1 3 日午前譲渡人も同行して申請地において現場を検分し聞き取り調査を行いました。3 議案をまとめて報告します。3 つの申請議案の譲渡人は当委員会の同僚委員ですが本日は旅行中のため欠席しております。2 議案No. 1 5 及びNo. 1 6 は太陽光発電施設設置が転用目的であり、No. 1 7 はその発電施設に通ずる取り付け道路として使用する目的の転用申請です。なお、譲受人は 2 業者でありNo. 1 5 及びNo. 1 6 は各々譲受人が異なります。No. 1 7 の譲

受人はNo. 1 5 及びNo. 1 6 の譲受人が連名して譲受人になっています。通路となる土地は両社が共同で使用する事になります。土地については譲渡人の意向では、土質が悪く作物の生育が良くないので別の場所の農地を代替として購入を予定しているという事でした。いわゆる土地の交換です。議案書上の面積は既にこの土地の面積を実測してあり、2 業者の必要面積で分筆登記をする事を前提にして分けてあり、その実測面積から現在の登記面積に按分した面積で議案書は表示されているという説明でした。農地法第5 条の規定による許可が行われ次第分筆登記を行う予定ですという事でした。この土地は農業振興地域内の農地ではありませんとの譲渡人の話でした。この農地はこの春のキビ収穫後の株出しのための肥培管理も行わず、議案提出を待っていたようです。土地の譲渡人としては議案の内容に間違いはありませんので進めていただきたいという話しでした。以上報告を終わります。

1 2 番 (屋島委員)

行委員が休んでいますので私の方から報告いたします。

議案第4 2 号議案番号No. 1 8 農地法第5 条の規定による許可申請について、7 月1 0 日午後3 時半に受人の事務所を訪ねましたがあいにく担当者が留守で、事務所から電話で聞き取り調査を行いました。受人が不動産仲介業を行っているため再度7 月1 6 日午後1 時に連絡を取り担当者と直接面談する事にいたしました。まだ買い手の決まっていない住宅を建てて大丈夫かと尋ねましたところ、場所的には買い手が多いのではないかとこの事でした。また、その足で渡人を訪問いたしました。渡人は高齢で耕作する意志がないとの事でした。申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。ご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

4 番 (昇委員)

議案第4 2 号農地法第5 条の規定による許可申請のNo. 1 8 の土地について調査しましたのでその結果を報告いたします。

この土地は現在キビが植えられております。申請地の隣接地も同じ所有者ですが地目が原野ですので既に分筆登記がなされ、申請地と同じく建売住宅計画が進められているようです。この土地は農業振興地域内の土地ではございません。従って面倒な手続きは必要では無いようですが、申請地にはサトウキビが植えられておりますが、今年の収穫まで行った後地主さんからこの土地はこういう目的で転用の申請の準備をしてあるので返していただきたいという申し出を受けたので、この4 月から肥培管理も何もやっていないとい

	<p>う状況です。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理) それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(昇委員) 先程の報告の中で私は土地の交換と申し上げたのですが、勘違いされるような表現になっておりますので、交換ではなくこの土地が非常に質の悪い土地なもので売買して転用する方に利用してもらって、その代金で別の良質の土地を購入する事を予定しているという事です。譲渡人にとっては土地の取り替えという意味です。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理) 外に質疑ございませんか。</p>
9 番	<p>(前山委員) この太陽光については九電と経済産業省からの許可書は付いていますよね。</p>
事務局	<p>(用稲次長) はい、もらっています。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理) 外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第42号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。</p> <p>これで、議長交代をいたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第43号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>非農地の説明をいたします。</p> <p>第3条の案件でもありましたが、申請人は大阪在住のため7月14日に電話で確認をいたしました。奥さんに申請内容の確認を取りまして、内容に間違いはないという事です。よろしくお願いいたしますとの事でした。以上です。</p>
<p>20番</p>	<p>(榮委員)</p> <p>7月14日(火)12時西仲勝の現地において非農地申請の出された現地の家屋の確認を行いました。</p> <p>申請書に非農地証明願と出ていますとおり、現在は誰も住まわれておらず空き家となっており、見かけは廃屋状態に近い感じが見受けられました。これは名瀬地区の農地パトロールの報告にもあった案件です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>非農地証明願の申請人が始良市在住のため7月2日午後6時30分に電話で伺ったところ、代理人を通じて申請書のとおり申請しましたのでよろしく</p>

お願いしますという事でした。以上です。

1 4 番

(中村委員)

議案第 4 3 号非農地認定についてNo. 2 の土地の調査をしましたので報告いたします。

7 月 9 日 (木) 午後 2 時住用支所原さん、與島委員、松元委員、代理人、私の 5 名で調査を行いました。申請地は市集落の入口近くで道路と海岸の間にあります。この土地は 4 0 年以上耕作しておらず 3 メートル位嵩上げしてあります。別紙の写真を見てもらえれば判りますが雑木等を重機でなぎ倒してあります。農地としては地質も悪く利用できない状況と考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1 番

(與島委員)

議案第 4 3 号非農地証明願のNo. 3 について調査しましたので報告します。

見里地区の健康センターの近くの土地ですが、別紙の写真をご覧になれば一目瞭然で、荒れ放題で当日は中に入る事も出来ず周囲の高地から眺める事しか出来なかった土地です。調査員は私と事務局から原さん、松元委員、中村委員、申請人の奥さんと立ち会いし調査しましたが、隣接地には 2 棟 I ターン者が居住をして 2、3 年になります。この他にも周囲はこういう状態で次々恐らく住宅になるような土地で次々に家が建ってくるものと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 3 号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第44号名瀬地域農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（川内局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（前山会長）

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

13番

（喜野委員）

議案第44号名瀬地域農用地利用集積計画（所有権移転）について報告いたします。

7月16日午後9時55分に受人の自宅で面談いたしました。経営規模拡大のため今回5筆合計9,143平方メートルの購入を予定しております。目的は果樹栽培で8月5日に引き渡しを予定しております。よろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

事務局

（用稲次長）

6月11日に譲渡人に連絡いたしました。現在渡人は病気療養中のため姉に確認を取りました。あっせんによる所有権移転で確認を取りまして、また、登記までの関係で承諾書も受領済みです。また、書類の内容についても間違いがないという事です。よろしくお願ひしますという返事をいただきました。以上です。

20番

（榮委員）

議案第44号あっせんに係る土地について調査報告をいたします。

これは先月6月11日（木）に9時30分名瀬庁舎の4階におきまして事務局川内局長、用稲次長、譲受人、前山会長、山下委員、私の6名で申請内

容の確認を行っております。対象となる樹園地の所在、面積、対価等申請内容に相違ないという事で双方合意しております。ちなみにこれは今年の11月の残りの部分です。

樹園地の調査報告をいたします。

6月11日の午前中事務局川内局長、用稲次長、山下委員、私の4人で古見安木屋場山中にあります現地に出向きまして現状視察を行っております。およそ500本程度のタンカンが植えられているとの事でしたが、管理不足の感は否めず果樹園の再生の意味合いからしても、手入れの行き届く方が担われる必要があると痛感した次第です。以上です。

議長

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第44号名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号名瀬地域農用地利用集積(所有権移転)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第45号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 5 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 4 5 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 8</p> <p>議案第 4 6 号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 6 号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第46号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第9</p>
議 長	<p>議案第47号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第47号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第10</p> <p>議案第48号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p>

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・農業委員研修について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成26年 7月18日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

